

別紙2 指定自動車整備事業業務取扱要領新旧対照表

( \* アンダーライン部は変更箇所を示す )

新	旧
<p>( 指定する範囲 )</p> <p>第1条 関東運輸局管内における道路運送車両法 ( 昭和26年法律第185号以下「法」という。 ) の規定に基づく指定自動車整備事業 ( 以下「指定事業」という。 ) の指定及びこれに係る業務の取扱いは、法、指定自動車整備事業規則 ( 昭和37年運輸省令第49号以下「規則」という。 ) 及び本省通達 ( 平成14年7月1日付け、国自整第63号以下同じ。 ) によるほか、この取扱要領による。</p> <p>第2条 ( 指定申請書 ) 略</p> <p>( 指定申請書に添付する書面 )</p> <p>第3条 ( 1 ) ~ ( 3 ) 略</p> <p>( 4 ) 本省通達別添1の . 1 . ( 2 ) の添付書面において、<u>自動車検査用機械器具が備付け後1年を経過したものにあっては、校正実施後1年以内の自動車検査用機械器具校正結果証明書とする。</u></p>	<p>( 指定する範囲 )</p> <p>第1条 関東運輸局管内における道路運送車両法 ( 昭和26年法律第185号以下「法」という。 ) の規定に基づく指定自動車整備事業 ( 以下「指定事業」という。 ) の指定及びこれに係る業務の取扱いは、法、指定自動車整備事業規則 ( 昭和37年運輸省令第49号以下「規則」という。 ) 及び<u>関係通達</u>によるほか、この取扱要領による。</p> <p>第2条 ( 指定申請書 ) 略</p> <p>( 指定申請書に添付する書面 )</p> <p>第3条 ( 1 ) ~ ( 3 ) 略</p> <p>( 4 ) 「<u>自動車検査用機械器具が規則第2条第2項に規定する要件に適合することを信じさせるに足りる書面</u>」は、同項に規定する要件に適合することを示す「<u>自動車検査用機械器具基準適合性試験成績表</u>」( 以下「<u>試験成績表</u>」<u>という。</u> ) とする。なお、<u>自動車検査用機械器具を備付してから1年を経過したものにあっては、国土交通大臣の指定する者の行う校正に合格したことを証する「自動車検査用機械器具校正結果証明書」( 以下「<u>校正結果証明書</u>」<u>という。</u> ) であって校正実施後1年以内のものとし、騒音計については、計量法の規定に適合することを証する「<u>検定済証</u>」又は「<u>基準適合検査済証</u>」としこれを「<u>試験成績表</u>」と見なすこととし、これらを「<u>指定自動車整備事業規則等の取扱いについて( 依命通達 )</u>」( 昭和46年3月31日自整第91号 ) 記2の2に適合するものと見なす。</u></p>

(5) ~ (7)  
略

2 本省通達別添1の . 3 . の車検実績の書面は、第6号様式による。

(指定に関する審査)

第4条 指定事業の指定に関する審査項目は、次のとおりとする。

(1) 優良自動車整備事業者認定規則第6条の基準に対する適合性

(2) ~ (10)  
略

2 ~ 3  
略

(指定書の交付)

(5) ~ (7)  
略

2 前条の指定申請書には前項の書面のほか次に掲げる書面(優良自動車整備事業者の認定を受けている者については第1号、第3号及び第4号に掲げるものを除く。)を添付しなければならない。

(1) 事業者及び事業場の沿革を記載した書面

(2) 事業者及び事業場の組織図

(3) 事業場の設備を記載した平面図(作業工程及び機械配置状況を併記したもの)

(4) 貸借対照表及び損益計算書

(5) 最近2か月以上6か月以内の車検成績表(第6号様式)

3 自動車検査設備を共同使用する指定事業(以下「特定指定事業」という。)

に係る指定申請書には、第1項及び第2項の書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

(1) 自動車検査設備の共同しように関する契約書の写し

(2) 共同設備の所有者が当該設備の共同使用を契約した特定指定整備工場一覧表(第7号様式)

(指定に関する審査)

第4条 指定事業の指定に関する審査項目は、次のとおりとする。

(1) 優良自動車整備事業者認定規則第5条又は第6条の基準に対する適合性

(2) ~ (10)  
略

2 ~ 3  
略

第5条 指定書は第8号様式によるものとし、運輸支局長を経由して、申請者に交付する。

2～3  
略

(変更届)

第6条 法第94条の9において準用する法第81条第1項(同項第4号に係る部分に限る。)の変更届(規則第11条の各号に掲げる事項の変更を生じた場合に提出するもの。)は、第9号様式による。

2 本省通達別添1の . 6 . ( 2 ) i の書面は、第2号様式による。

3～4  
略

第7条(変更申請)～第9条(教習の実施期日等)  
略

(教習受講申請)

第10条 教習を受けようとする者は、自動車検査員教習受講申請書(第10号様式)を管轄する運輸支局長を経由して、運輸局長に提出しなければならない。

第5条 指定書は第8号様式によるものとし、陸運支局長を経由して、申請者に交付する。

2～3  
略

(変更届)

第6条 法第94条の9において準用する法第81条第1項(同項第4号に係る部分に限る。)の変更届(規則第11条の各号に掲げる事項の変更を生じた場合に提出するもの。)は、第9号様式による。

2 前項の変更届には、それぞれ次に掲げる書面を添付しなければならない。

(1) 規則第11条第1号に掲げる事項(検査をするために必要な屋内作業場)の変更にあつては、自動車検査用機械器具の配置状況を記載した事業場の平面図

(2) 規則第11条第2号に掲げる事項(自動車検査用機械器具)の変更にあつては、自動車検査用機械器具の配置状況を記載した事業場の平面図、第2号様式の書面及び第3条第1項第4号の試験成績表又は校正結果証明書

3～4  
略

第7条(変更申請)～第9条(教習の実施期日等)  
略

(教習受講申請)

第10条 教習を受けようとする者は、自動車検査員教習受講申請書(第10号様式)を管轄する陸運支局長を経由して、運輸局長に提出しなければならない。

第11条（教習受講の資格）  
略

第12条 運輸局長は、第8条第3項の修了者についてその氏名を運輸支局長に通知する。

（教習修了証等）

第13条 運輸支局長は教習の修了者に対し、自動車検査員教習修了証を交付するものとする。

2 運輸支局長は教習の修了者に対し、申請により前条の通知と照合のうえ、自動車検査員教習修了証明書（以下「教習修了証明書」という。）（第11号様式）を交付することができる。

3 前項の申請をする者は、教習修了証明書2通を管轄する運輸支局長に提出すること。

第14条（教習修了者の選任要件）～第25条（特定指定整備工場における検査）  
略

（指定事業の証明）

第26条 指定事業の指定の証明を受けようとする者は、第14号様式の書面正副2通を事業場の所在地を管轄する運輸支局長を経由して、運輸局長に提出しなければならない。

2 運輸局長は、前項の規定により指定事業の指定を受けている旨の証明願いがあった場合には、第14号様式の正本に証明を行い当該運輸支局長を経由して当該正本を申請者に交付するものとする。

（監査）

第27条 運輸局長又は運輸支局長は、指定自動車整備事業に係る業務の適性を図るため、次の各号について監査を行うものとする。

（1）～（11）

第11条（教習受講の資格）  
略

第12条 運輸局長は、第8条第3項の修了者についてその氏名を陸運支局長に通知する。

（教習修了証等）

第13条 陸運支局長は教習の修了者に対し、自動車検査員教習修了証を交付するものとする。

2 陸運支局長は教習の修了者に対し、申請により前条の通知と照合のうえ、自動車検査員教習修了証明書（以下「教習修了証明書」という。）（第11号様式）を交付することができる。

3 前項の申請をする者は、教習修了証明書2通を管轄する陸運支局長に提出すること。

第14条（教習修了者の選任要件）～第25条（特定指定整備工場における検査）  
略

（指定事業の証明）

第26条 指定事業の指定の証明を受けようとする者は、第14号様式の書面正副2通を事業場の所在地を管轄する陸運支局長を経由して、運輸局長に提出しなければならない。

2 運輸局長は、前項の規定により指定事業の指定を受けている旨の証明願いがあった場合には、第14号様式の正本に証明を行い当該陸運支局長を経由して当該正本を申請者に交付するものとする。

（監査）

第27条 運輸局長又は陸運支局長は、指定自動車整備事業に係る業務の適性を図るため、次の各号について監査を行うものとする。

（1）～（11）

略

(書類の提出等)

第28条 指定整備事業に係る申請書は正副2通を事業場の所在地を管轄する運輸支局長を経由して、運輸局長へ提出しなければならない。

2 運輸支局長は、前項の申請書の提出があった場合には、その記載内容及び添付書類等に不備のないことを確認のうえ受理し、正本を運輸局長あて進達しなければならない。

附 則

略

この取扱要領は、平成14年9月1日から施行する。

(第1号様式) 指定・特定指定 自動車整備事業指定申請書  
一部略

自動車分解整備事業の種類	認証番号 認証年月日	対象自動車の種類 (装置の種類)	限定を受けた業務の範囲
普通、小型、軽	- 年 月 日	普大、普中、大殊、普小、普乗 小四、小三、小二、軽 ( )	

略

(第2号様式) 自動車検査用機械器具一覧表  
略

(第3号様式) 自動車検査員選任・辞任届  
一部略

G 兼任に係る事業場	1	指定番号	-
		名称	
	2	所在地	
		指定番号	-
		名称	
		所在地	

略

略

(書類の提出等)

第28条 指定整備事業に係る申請書は正副2通を事業場の所在地を管轄する陸運支局長を経由して、運輸局長へ提出しなければならない。

2 陸運支局長は、前項の申請書の提出があった場合には、その記載内容及び添付書類等に不備のないことを確認のうえ受理し、正本を運輸局長あて進達しなければならない。

附 則

略

(第1号様式) 指定・特定指定 自動車整備事業指定申請書  
一部略

自動車分解整備事業の種類	認証番号	対象自動車の種類	限定を受けた業務の範囲
普通、小型、軽	-	普大、普中、大殊、普小、普乗 小四、小三、小二、軽	

略

(第2号様式) 自動車検査用機械器具一覧表  
略

(第3号様式) 自動車検査員選任・辞任届  
一部略

G 兼任に係る事業場	1	名称	
		所在地	
	2	名称	
		所在地	

略

(第4号様式) 共用設備使用(変更)届 ~ (第6号様式) 車検成績表  
略

(第7号様式) 特定指定整備工場一覧表  
削除

(第8号様式) 指定書  
関自整第 号  
略

(第9号様式) 指定自動車整備事業変更届  
略

(第10号様式) 自動車検査員教習受講申請書  
略

記載要領

1. 2.

略

3. 写真には運輸支局の契印を押印すること。

4. ~ 6.

略

(第11号様式) 自動車検査員教習修了証明書

運輸支局長 殿

略

記載要領

1. 2.

略

3. 写真には陸運支局の契印を押印すること。

4. ~ 6.

略

(第11号様式) 自動車検査員教習修了証明書

陸運支局長 殿

一部略  
運輸支局長  
略

印

(第12号様式)指定自動車整備事業廃止届 ~ (第14号様式)指定自動車整備事業の指定証明願  
略

一部略  
陸運支局長  
略

印

(第12号様式)指定自動車整備事業廃止届 ~ (第14号様式)指定自動車整備事業の指定証明願  
略

